

令和5年第3回 総務文教委員会会議録

令和5年9月5日

第2委員会室

開 会： 午前9時56分

委 員 長 町野 道明

副委員長 太田 敦之

2番委員 猿渡 南江、3番委員 佐々木 透、4番委員 鵜飼 伸幸、5番委員 後藤 康司

委員長 ; 皆さんおはようございます。全員おそろいですので、ただいまから令和5年第3回総務文教委員会を開会いたします。

本日の会議は、去る8月24日の本会議において、当委員会に付託された議案の審査であります。議事の進行は別紙の次第書の順序で行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、初めに小坂市長、御挨拶をお願いいたします。

市長 ; はい、改めまして皆さんおはようございます。本日は早朝よりお集まりをいただきまして、ありがとうございます。

ちょっと御報告申し上げます。まず日曜日の総合防災訓練でございますが、地域ごとに非常参集をしていただいたんですけども、世帯数でおよそ66.7%の参集があったということでございます。御協力いただいた皆さんに改めて感謝申し上げたいと存じます。

それから、先週でございますが、副議長さんとともにポーランドに行ってまいりました。これは岐阜県知事も行かれるということで、そこに一緒に行ったわけでございます。ポーランドのシロンスク県というところと岐阜県は、協定を結んだわけですが、ポーランドとしては初の県同士の交流ということでございまして、大変な歓迎を受けたというところをまず御報告申し上げます。それから私たち恵那市は、クラフの日本美術技術博物館、マンガ館と言われるところでございますけども、ここと恵那市の中山道広重美術館と事前の覚書を今回交わさせていただきまして、恐らく来年の春には、向こうから日本にお越しになって、正式な協定の締結に結びつくというふうに思っております。今後こうした取組を一つのきっかけとしまして、どんなことができるんだろうかということも検討してまいりたいと思います。御報告とさせ

ていただきます。

それでは本日の総務文教委員会、ぜひ活発に御意見賜りますようお願いを申し上げます。よろしく申し上げます。

委員長 ; ありがとうございます。

続きまして、千藤議長、御挨拶をお願いいたします。

議長 ; 皆さん、おはようございます。今、市長さんからお話がありましたように先般の防災訓練、議員の皆さん、職員の皆さん、大変御苦労さんでございました。まだまだ昼間は暑いですが、朝晩は少し秋が来たかなというような感じになってきましたし、外へ出ますと、赤トンボが飛んだりして、季節が変わっているななんていうふうに思います。ただ、気候がこういうふうですので、体調には十分気をつけて、ストレスを溜めないように職員の方、特に頑張っていたきたいと思います。

今日は、8件の審査でございます。活発な委員会になりますよう申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 ; ありがとうございます。

それでは議題に入りますが、議案の内容は本会議において詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決という順序で進めさせていただきます。

なお、発言につきましては、委員長の許可を得て、必ずマイクのランプが点灯していることを確認し、着座にて、マイクに向かって簡潔に質疑・答弁をされますようお願いいたします。

委員長 ; 初めに、「議第53号 恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第53号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第53号」は原案のとおり、可決すべきものと決し

ました。

委員長 ; 次に、「議第 5 4 号 恵那市職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 5 4 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 5 4 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 5 7 号 恵那市火災予防条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

1 番委員。

1 番委員 ; はい、よろしくお願いします。今回の改正の中で、別表第 1 に、固体燃料の木炭を燃料とするものが追加されておりますけども、その理由を教えてください。

委員長 ; 予防課長。

予防課長 ; はい。お答えします。現行法令では、厨房設備に関する離隔距離については、気体燃料のみ、明確に定められているものに対して、固体燃料については、炉等の離隔距離を適用していることから、周囲に 2 から 3 メートルを確保する必要がありました。今回総務省消防庁において、火を使用する設備等の評価方法及び防火安全対策に関する検討部会の結果を受け、飲食店で使用する炭火焼き器についての安全性が確認されたことを受け、炭火焼き器を設置する場合の必要とされる離隔距離を定め、別表 1 に追加されるものになります。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第５７号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第５７号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第５８号 恵那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第５８号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第５８号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第５９号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第５９号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第５９号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 6 6 号 令和 5 年度恵那市一般会計補正予算（第 5 号）（歳入歳出所管部分）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

2 番委員。

2 番委員 ; すいません。2 款 1 項 10 目で、情報化推進費の中の 7,428 万 8,000 円についてお尋ねします。委託料の 1,984 万円ってということですが、この仕事内容を具体的にお伺いします。それと委託料、使用料及び賃借料の中で、4,025 万 8,000 円についてお尋ねします。使用料は何の使用料か、これは年間ですか。全体的にここは緊急を要する事業という項目に入ってるんですけど、9 月補正でやらないと何が困るのかお尋ねします。次年度の予算にできなかったのかとか、全部一般財源になっていますけれど、交付金はなかったか。以上、お尋ねいたします。

委員長 ; 情報政策課長。

情報政策課長 ; はい。まず委託料の内訳でございますけども、まずノートパソコンの初期設定作業委託が 600 万円ほど、あとメインソフトウェアのマイクロソフト 365 を使用するに当たってのマイクロソフトのサーバー上に恵那市専用スペースの構築と、市の既存サーバーと連携ができる仕組み、そういったような仕組みの構築に 1,200 万円ほど、さらに既存のパソコンとかモニターですね、廃棄ということで 180 万円ほどを計上させていただきます。

それから使用料に関しては、ノートパソコンのレンタル料として 1,100 万円ほど、あとメインソフトウェアのマイクロソフト 365 のライセンス料として 3,000 万円ほど計上をさせていただきます。こちら全て 1 年分ということでの金額になっております。

それから緊急性がというところの部分で、今回補正予算に計上させていただいた理由でございますけども、3 年間ほどで ICT インフラ整備を実現する計画を立てて進めてきております。規模も非常に大きくて、仕組みも複雑化しております。そういった中で単年度で全てを完結することは非常に難しいというような判断をさせていただきました。効率的に無理なく実施できるよう先行導入検証も行いながら、実施しておりますけども、昨今の半導体不足や、物価高騰の影響で、パソコンやソフトウェア自体の価格も上昇傾向があり、さらに、調達もなかなか困難になってきているという現状があります。企業等からいろんな情報を仕入れながら進めているわけなんですけども、そうした状況を鑑みて、今回緊急としてまず本庁舎と西庁舎の分の

予算を計上させていただいております。このタイミングを逃しますとですね、金額面のや調達面での影響が出る恐れがあり、さらにサービス提供が大幅に遅れていくというようなことを懸念しております。さらには 2025 年の 10 月に、今使っている Windows 10 のサポート切れのタイミングも迫ってきておりますので、そうした様々な状況を勘案した結果、今回、補正予算として計上させていただいております。よろしくお願いします。

財源のほうはですね、今回全て一般財源ということで計上させていただいておりますけども、ICT インフラ整備全体で見ますと、今回はノートパソコンとか、ネットワーク環境の構築というところで計上させていただいておりますが、次に市民サービスの部分、書かないだとか、オンラインだとかっていう部分に関しては、国県等の補助金もあるということを聞いておりますので、そうしたところの整備に関しては、そういった財源を充てていくということを検討しております。

委員長 ; ほかにありませんか。

1 番委員。

1 番委員 ; はい。2 款 1 項 8 目の地域施設管理経費ですが、補正予算資料 4 ページになると思いますが、ここに落雷による緊急修繕とありますけど、今回の補正の中には、数件この落雷による緊急修繕が計上されておりますけども、この落雷による施設の被害状況が分かれば教えていただきたいと思います。

委員長 ; 財務課長。

財務課長 ; よろしくお願いします。落雷による被害件数ですが、今回の補正予算には、共同福祉会館と消防設備のもの 2 件計上しております。既決予算による対応が、武並こども園の配電盤、水道ポンプ施設の増圧ポンプ基盤などで 4 件ありました。このほかに今調査中が、防災無線中継局の 1 件で、合計 7 施設、被害額は、調査中を除きまして、約 465 万円になります。財源につきましては、災害共済金を充当しますので、お願いいたします。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

3 番委員。

3 番委員 ; はい。補正予算資料 15 ページの 2 款 1 項 12 目防犯まちづくり事業費であります、防犯カメラ設置の補助金に対してであります、今回の 34 万 4,000 円は、どのような設置内容かというようなことと、また現在この防犯対策を進められている中、今回の事業費がちょっと何か少ないんじゃないかなっていうように感じましたが、それは設置規定の関係かまた地域の事情が何かあつてのことなのかっていうことをち

よっとお聞きしたいと思います。お願いします。

委員長 ; 危機管理課長。

危機管理課長 ; はい。お答えいたします。今回の補正予算の計上でございますが、既に令和5年度に1件申請をいただいております、35万4,000円が執行済みでございます。今までの実績で申し上げますと、毎年1件ぐらいでして、予算でいただいております防犯カメラの補助金50万円以内で収まっていたということです。今回の補正予算につきましては、35万4,000円はすでに執行しておりますが、もう1地区何とか早急に防犯カメラを取付けたいという申出があり、設置場所は地域の公民館、集会場等への設置を検討されているということでございますが、予算の不足分である34万4,000円を計上させていただいたものでございます。

今後につきましては、委員も言われましたように、凶悪犯罪等が全国で増えていることもありますので、防犯カメラ補助についても状況を見ながら適切に判断してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

委員長 ; ほかにありませんか。

1番委員。

1番委員 ; 補正予算資料の5ページの9款1項3目の非常備消防施設整備事業費で小型動力ポンプ付積載車購入費での増減理由の中にですね、車両価格の改定等とありますけどもその詳細を教えてください。

委員長 ; 消防総務課長。

消防総務課長 ; はい、お答えします。今年度の当初予算を計上する際、昨年の秋に納入業者のある業者に見積り等を依頼しまして、その金額を基に今年度の予算の計上を行いました。今年度に入るときにですね、契約事務を進めるにあたり、改めて業者のほうに見積りを依頼したところ、該当の車種が、シャーシの更新、シャーシというのはいわゆる車両の骨格部分になりますけど、その部分の仕様変更があり、新しいモデルが出ますので、金額はちょっとまだ出せませんというような回答があり、内容を確認したところ、金額のほうの上昇もあるというふうに確認をとりました。車両の供給も停止されておまして、7月になって価格提示のほうが可能でありましたので、6月補正には間に合わず9月補正での対応となりました。その際に見積りをとりましたら、車両価格及び艀装の金額、その他附属品等の上昇もありましたので、その増額分の差額をこの9月補正にてお願いした形になります。以上であります。

委員長 ; ほかにありませんか。

1番委員。

1 番委員 ; はい。補正予算資料の 6 ページの 10 款 5 項 6 目の美術館管理運営経費の壁画展示ケースの緊急修繕と同じく 10 款 6 項 5 目の恵那市学校給食センターの維持運営費の調理設備の緊急修繕とありますけども、これ具体的にどのような箇所がどのような理由で、いつ頃なったかっていうこともちょっと教えていただきたいと思います。

委員長 ; 生涯学習課長。

生涯学習課長 ; はい。中山道広重美術館の壁画展示ケースは、油圧式の装置によって、大きなガラスを乗せた台を手前に少し引き出して、ガラスを横にスライドして開閉する方式になっています。この装置が不具合ということで開閉できなくなったため、修繕を行うものです。2 階の企画展示室の壁画展示ケースは、春と秋の年 2 回の特別企画展に合わせて展示替えを行っています。2 つ開閉装置がありまして、そのうち 1 つが令和 4 年秋の秋季特別企画展の展示替えの折に、油圧系統の故障で閉めることができなくなりました。設置業者に応急処置をしていただいて、今年度の春の特別企画展の際にはもう 1 つある開閉装置を使用して展示替えを行いました。しかしながら、経年劣化の不安もあり、稼働している 1 つが故障してしまうと、展示替えが全くできなくなるという不安もあり、今回、特別企画展の期間を外して修繕を行うよう 9 月補正に計上させていただきました。

同時に、1 階の常設展示室には、入り口を入れて右手に狭い壁面があるんですけども、そこに 1 つと、正面の広い壁面に 4 つの開閉装置があります。全てを使用しないと展示替えができないわけではありませんが、開館 20 年を経過し、劣化も進んでいるため、1 階、2 階の故障した各 1 か所の修繕をさせていただき、今後に備えたいと思っております。以上です。

委員長 ; 教育総務課長。

教育総務課長 ; はい、給食センターの調理設備の緊急修繕の詳細でございます。コンテナ洗浄修理ということで、6 月にこの洗浄機が使用できなくなりました。その中で修理しておりましたけれども、その修理の中で、そのほかの部分、チェーンなどの部分で一部修理が必要ということが判明したため、補正をお願いするものです。

もう 1 つはガス給湯器修繕です。こちら 7 月頃からお湯が水に変わってしまうという状態が多々ございましたので、お湯が一定に使えるように修理を行いたいと思っております。また、材料の下処理室というところがございますけれども、そこに消毒保管器というのがございます。その操作パネルについて一部修理が必要となっておりますので、こちら 8 月部品の交換が必要ということで、今回予算計上させていただいております。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

1 番委員。

1 番委員 ; 補正予算資料の 8 ページにあります過疎対策事業債のスクールバス購入事業で補助要件を満たさなくなったためとありますが、その理由をちょっと教えてください。

委員長 ; 教育総務課長。

教育総務課長 ; はい。今回のスクールバスは、上矢作中学校で利用するため購入するスクールバスでございます。上矢作町の学校はへき地指定をされておりますので、当初予算の要求時では、へき地児童生徒援助費等補助金という補助金を活用する予定でございました。しかし補助要件の中に申請時には、利用者が 6 キロ以上の生徒が利用するということが分かりましたので、過去には生徒はいましたけれども申請時、いわゆるこの令和 5 年度にはいないことが判明しましたので、補助要件を満たさなかったということになります。そのために今回過疎債を充てて財源を確保いたしましたということでございます。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ほかにありませんので御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 6 6 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 6 6 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 6 9 号 令和 5 年度恵那市遠山財産区特別会計補正予算 (第 1 号)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第69号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第69号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第70号 令和5年度恵那市上財産区特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第70号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第70号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 以上で予定の議題を全て終了しました。

最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成については、正副委員長に一任いただくことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ありがとうございます。

それではこれもちまして、令和5年第3回総務文教委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時20分閉会

恵那市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 総務文教委員長 町野道明